

## 12. インターネット上においても、人権侵害は許されません



「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。その第一条の目的に以下のように明記されています。

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、**情報化の進展に伴って**部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、(中略)部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消推進法)」も平成28年6月3日に施行されました。

これらの法律を踏まえて、総務省は平成29年1月、通信関連4団体(電気通信事業者協会・テレコムサービス協会・日本インターネットプロバイダー協会・日本ケーブルテレビ連盟)に対して、インターネット上の差別解消に向けた対応を要請しました。この要請を受けて、通信関連4団体で策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の解説部分を同年3月に改訂しました。

具体的には、同条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」に、ヘイトスピーチ(本邦外出身者に対する不当な差別的言動)と同和地区を示す情報(差別助長・誘発目的)をインターネット上に流通させる行為が明記されました。

今後、法務省や地方自治体、市民団体、個人等が差別投稿等に対して、プロバイダや管理者へ削除要請する際の判断基準になります。